

(仮称) おいしい狭山茶大好き条例 (案) に対して寄せられた意見等の概要と市の考え方

入間市では、令和4年4月15日(金)から令和4年5月16日(月)までの期間で「(仮称) おいしい狭山茶大好き条例 (案)」に関して「パブリックコメント」を実施しました。その結果、8人の方から21件のご意見等が寄せられました。寄せられた意見等の概要と、それに対する市の考え方は、次の通りです。

No.	箇所	意見等の概要	市の考え方 (対応)
1	条例名称	ラジオで知ったが「おいしい狭山茶大好き条例」は面白いネーミングで良いと思った。市民としても義務もあるようだが、とにかく面白いネーミングで賛成だ。	仮称を取り、「おいしい狭山茶大好き条例」を条例の名称とします。
2	条例名称	おいしいかどうかは主観により変わります。“おいしい”かどうか飲んだ人が決めることであって、条例で定めることではありません。	ご意見の通り、おいしいの基準は人それぞれの主観です。品評会で評価される基準はありますが、個性豊かなお茶屋さんが入間市の狭山茶の特徴ですので、それぞれの「おいしい」があると考えます。 「味の狭山茶」と言われるように、茶業者はおいしい狭山茶の製造に努めています。おいしい狭山茶であってほしいという願いを込めて条例の名称とします。 したがって、記述の変更は致しません。
3	条例名称	おいしい狭山茶の「おいしい」基準がわかりません。基準を作ることが先ではないですか？	品評会で評価される基準はありますが、個性豊かなお茶屋さんが入間市の狭山茶の特徴ですので、それぞれの「おいしい」があると考えます。「味の狭山茶」と言われるように、茶業者はおいしい狭山茶の製造に努めています。おいしい狭山茶であってほしいという願いを込めて条例の名称としました。

			したがって、記述の変更はいたしません。
4	条例の制定について	話題作りのために条例を作るものではありません。ましてや、市民不在のまま、市長の実績づくりの為に条例を制定するなど、他市からの笑いものになります。	条例案の作成段階で市民団体や茶業者団体のご意見を聞きながら進めてきました。上位の法律「お茶の振興に関する法律」もありますので、茶産地の市が茶の振興に関する条例を制定する意味はあると考えました。
5	条例の制定について	茶文化を後世に残すために必要なのは条例などによる縛りではなく、文化への理解と惜しみない支援です。目的と手段が逆です。	茶文化を後世に残すために必要なのは文化への理解と惜しみない支援が必要であることは仰る通りです。この条例は茶文化を後世に残すための一つの手段として制定するものでありますが、この条例だけで済ませるものではなく、縛りでもなく、文化への理解と支援を前進させるものとしたと考えました。
6	条例の制定について	とてもユニークな条例ができることを嬉しく思います。広く話題になって狭山茶のPRにつながってほしいです。	ご意見を踏まえて狭山茶のPRにつなげていけるよう努めます。
7	狭山茶及び茶業者の定義	狭山茶を入間市以外のお茶も含むとするのであれば、茶業者を入間市に限定してはいけません。条例名称に偽りありと言わざるを得ません。入間市の茶業者に限定するのであれば、狭山茶の名称を使うべきではないです。	狭山茶は入間市以外のお茶も含む言葉ですが、本条例は市の条例です。効力は入間市内に限られます。したがって、記述の変更はいたしません。

8	5 ページ 第4条（市民の役割）	<p>狭山茶の産地である入間市がお茶に関する条例を作ることには賛成。だが、“条例”のなかで“市民は一日一杯の狭山茶を飲む”との文言は、強要するものではないとされているが公的な立場からの条例である以上、違和感を拭いきれない。“狭山茶の産地、入間市民として狭山茶に意識を向ける”くらいでいいのではないか。一考いただきたい。</p>	<p>検討させていただきましたが、“一日一杯の狭山茶を飲むなど”とあり、飲むのはひとつの例示として記載しています。身近に茶畑やお茶屋さんがある入間市民としては、飲む以外にも“茶畑を大切に風景を楽しむ”“狭山茶の歴史を知る”などいろいろな狭山茶への関わりが考えられ、ご意見の通り“狭山茶に意識を向ける”ことで充分です。分かりやすさを重視して、一つの例として飲むことを記載いたしました。</p> <p>したがって、記述の変更はいたしません。</p> <p>ただし、ご意見を踏まえて誤解を与えることのないよう、注意して広報や事業をしていきます。</p>
9	5 ページ 第4条（市民の役割）	<p>一日一杯の狭山茶を飲むことを心がけます。は、何となく押しつけられる感じ。嗜好品についてとやかく言われたくないと反発が出そう。狭山茶を飲まないのは理由があるから。</p> <p>市と茶業者から言われるのは変ではないか。飲んでいただけるように努力をする条例で良いと思う。消費者に条例とは言え義務（役割）があるのはおかしい。美味なら飲みます。おいしいお茶を提供する条例にしてください。</p>	<p>検討させていただきましたが、“一日一杯の狭山茶を飲むなど”とあり、飲むのはひとつの例示として記載しています。</p> <p>市と茶業者は飲んでいただけるように努力いたします。決して市民に飲むことを押しつけるものではありません。お茶は嗜好品ですので、狭山茶の主産地である入間市民として自由に狭山茶と関わっていただければ幸いです。</p> <p>したがって、記述の変更はいたしません。</p> <p>ただし、ご意見を踏まえて誤解を与えることのないよう、注意して広報や事業をしていきます。</p>

1 0	5 ページ 第4条（市民の役割）	「狭山茶を飲んでいない人は、一日一杯の狭山茶を飲んでいただきたいです。」と言っても、自宅に急須がない場合も多くなっている。若い人だと、夏に熱いお茶というのはなかなか飲まない。 麦茶のように水出しで夏でもサッパリ、手軽になどと、具体的な飲み方の提案がほしい。	これまで、市報特集「冷茶の作り方」、急須がなくても淹れられるティーバッグやパウダー茶の配布などを行ない、いろいろな狭山茶の楽しみ方があることをお知らせしてきました。今後も茶業者と協力して、急須を持っていない方向けや、暑い夏にもおいしく狭山茶を飲める方法を広報していきます。
1 1	5 ページ 第4条（市民の役割）	心がけとは日常的に配慮すべき、ということです。「市民に1日1杯お茶を飲むよう心がけなさい」と定めるのであれば、その為のお金や時間を市が用意すべきではないでしょうか。市民への“配慮”をお願いする条文を良しとするのであれば、今後どのような“配慮”を要求してくるのかわかりません。	検討させていただきましたが、“一日一杯の狭山茶を飲むなど”とあり、飲むのはひとつの例示として記載しています。決して飲むことを強要するものではありません。 したがって、記述の変更はいたしません。 ただし、ご意見を踏まえて誤解を与えることのないよう、注意して広報や事業をしていきます。
1 2	5 ページ 第5条（市の役割）	条例に定めなくても現状行っている内容です。条例に定める理由について市民に説明が必要です。	現状行っている内容ですが、改めて条例に定めることで、市が行う根拠を持ち、さらに良くしていくねらいがあります。
1 3	5 ページ 第6条（みんなの役割）	“みんな”とは誰を指しているのでしょうか。市民でしょうか、市でしょうか、それとも不特定多数でしょうか。学級スローガンのような内容を条例に盛り込むのは、条例全体の信頼性を落としているのではないのでしょうか。	みんなとは、市民、茶業者、市に加えて、市内在住者だけでなく、在勤・在学者、事業者、入間市へ遊びに来る方、入間市の狭山茶を応援したいと活動してくださる方や事業者など、幅広く入間市の狭山茶に関わる方を含む言葉として記載しています。 したがって、記述の変更はいたしません。

1 4	5 ページ 第7条(狭山茶の日)	<p>入間市には入間茶祭り、新茶祭りなどの歴史あるイベントがあります。これらの開催時期を無視しているのは、歴史の軽視ではないでしょうか。また、狭山茶は入間市だけのものではありません。勝手に記念日を制定するのはあまりにも無責任ではないでしょうか。</p> <p>ほかのお茶の記念日と被らないようにするために、中途半端かつイベントもしづらい日に設定するのは、大変後ろ向きです。</p>	<p>現在の狭山茶が産業として成り立っている歴史には、江戸時代に江戸の茶問屋(山本山)と商売を始めた歴史が大きいので、この狭山茶ならではの歴史を重視し、狭山茶の日を6月としました。</p> <p>入間茶祭りは5月に、新茶まつりは八十八夜に行われ、歴史があるイベントですが、八十八夜は狭山茶にとってはまだ新茶ができていない時期ですので、狭山茶の新茶が出揃った時期に狭山茶の日を制定したい考えがあります。</p> <p>したがって、記述の変更はいたしません。</p>
1 5	全体	<p>近年、日常的に急須でお茶を淹れて飲む人は少なくなっているのは、当たり前です。入間市は直ぐにでも、市内にあるスーパーマーケットやコンビニエンスストア等から、お茶のペットボトルをすべて撤去する働きかけをする必要があります。入間市にやる気があれば、できますよね?</p>	<p>日常的に急須でお茶を淹れて飲む人が少なくなっているのは、ペットボトルのせいだけではなく、家庭環境や他の飲み物の充実など複合的な要因があると考えます。</p> <p>市・茶業者は急須で淹れる狭山茶の良さを伝えていく一方で、消費者に求められる狭山茶にも取り組んでいます。</p>
1 6	全体	<p>「お茶大使」10人を任命し、条例を制定するからには、狭山茶の消費促進及び販路拡大に対して結果責任が問われます。5年後に狭山茶の売上がこうなるという目標の設定も条例に載せるべきです。</p>	<p>「お茶大使」は市で任命しているわけではなく、茶業者団体の事業です。</p> <p>本条例は狭山茶の振興を図る理念条例です。</p> <p>本条例で目標の設定は行いません。</p>
1 7	全体	<p>入間市はお茶だけではない。菜、根菜、いろいろ生産している。農業全体にスポットをお願いする。</p>	<p>市では、様々な農畜産物にスポットを当てるよう市報での地産地消の特集や、直売所や農家の方へ入間市産農畜産物PRののぼり旗や</p>

			ボードの配布、「ふれあい朝市」「出張！入間のうまい市」などの事業を行なっています。今後もご意見を参考に入間市の農業全体を振興し、PRしていきます。
18	条例制定に反対	市長はウクライナの軍事侵攻を非難しておきながら、「おいしい狭山茶大好き条例」を制定しようとする神経がまったく理解できない。避難民を受け入れ、国際貢献すべき。現時点での条例制定は大反対。入間市はすべてが遅い。狭山茶もおいしく飲めない。	市の役割は多岐に渡りますので、狭山茶振興についても進めるべきと考えます。
19	事業提案	コロナ禍では難しいかもしれませんが、給食などで冷・温茶が出されると成長してからも抵抗なくお茶を飲むようになると思う。（特に小学生への働きかけ）	給食では牛乳が出されるため、通常の時は難しいですが、特別な給食の時に狭山茶を出していたことがあります。また、給食の料理の中に狭山茶を取り入れています。授業では、おいしいお茶の淹れ方を学習しています。小学生への働きかけについては、今後も考えていきます。
20	条例の文体、言い回し	狭山茶について学ぶ子どもたちにも知ってもらいたいと思います。入間市内の小学校で狭山茶を学ぶのは小学3年生です。しかし、この条例は漢字が多くて大人が読んでも難解な印象です。タイトルのあったかいイメージとは少しかけ離れています。 条例は、硬い文章でないといけない決まりがあるのでしょうか？良い条例なのにお役所的な言い回しで、親しみにかけるように感じます。	ご意見を踏まえて本条例では読みやすくなるように小学5年生以上で習う漢字にはふりがなをふりました。 小学3年生向けには、わかりやすい解説を作成するなど努めます。やわらかい文言となるよう検討いたしました。正確に伝えるために文章の記載の変更はいたしません。

		<p>難解な部分</p> <p>茶業及び茶文化の振興を図り 茶業者は、茶業及び茶文化の振興の取り組みを主体的に進めます。 製茶技術の継承を支援します。 茶文化振興及び狭山茶の消費促進や販路拡大を図ります。</p> <p>条例を作っても、多くの人に伝わらなければ意味のないものになってしまう。狭山茶を大切にしよう！みんなで盛り上げよう！という気持ちになれる条例になってほしいと思います。</p> <p>案文公開後に大幅に変えることは難しいと思います。しかし、せっかく素敵な条例なのですから、前例や慣習にとらわれず、思いきって柔らかく親しみやすい文章にしたら、多くの人に届くと思います。</p>	
21	条例とセットで宣言を	<p>条例とセットで、入間市民憲章のような「狭山茶だいすき都市宣言」などがあるとよいのかもしれませんが、条例ではないですが、光市の「おっばい都市宣言」は、サイトも優しいイメージです。よろしくご検討ください。</p>	<p>今後の事業の参考とさせていただきます。</p>